

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部都市計画課

法令名	都市計画法			法令番号	昭和43年法律第100号		
手続名	地位の承継の承認			根拠条項	第45条		
審査基準	<p>（許可に基づく地位の承継の承認）</p> <p>開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。</p> <p>（承認の審査基準）</p> <p>申請者が適法に当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得していること。</p> <p>当初の開発許可に際して、資力及び信用を必要とするものは、許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用を有すること。</p> <p>工事施工者の変更等当初の許可内容と異なる場合は、当該変更部分についても審査の対象とする。</p> <p>法第34条第9号に該当するものとして開発許可を受けた開発行為については、承認しない。</p> <p>その他国の各種通知や旧通達等を参考にして承認を行う。</p>						
	受付機関	各市町村	処理機関	各土木事務所 都市計画課	交付機関	各土木事務所 都市計画課	標準処理期間 40日 標準経由期間 上記に含む日